

Wonder Festival 2021北京[Beijing]出展規則

第 1 条 出展に関する情報

1. イベント名称: Wonder Festival 2021北京[Beijing]
2. 開催期間: 2022年9月11日～2022年9月12日
3. 開催場所: 中国国際展覽センター(新館)

第 2 条 出展申込対象者

企業ディーラー

第 3 条 出展申込期間(日本窓口)

- ・初回募集期間: 2021年4月21日～2021年5月31日
- ・二次募集期間: 2021年11月5日～2021年12月3日

第 4 条 出展規定

1. WF北京実行委員会があらかじめ書面にて許諾した場合を除き、出展者は、出展場所および出展権利を第三者に譲渡、または貸し出しをすることはできないものとする。
2. 出展者が出展の取り消しを希望する場合、少なくとも開催日の2ヶ月前に、書面にてWF北京実行委員会に対し申し込みを行うものとし、WF北京実行委員会は支払い済みの費用を返還しないものとする。
3. 出展者が合理的理由なくして、指定期間内に出展準備を行わない、または出展場所に入場しない場合、WF北京実行委員会は、出展者の出展場所を他の目的で用いる権限を有し、支払い済みの費用を返還しないものとする。
4. 本イベントの会場レイアウト設計については専らWF北京実行委員会が行い、出展者は、WF北京実行委員会の決定に従い、WF北京実行委員会所定の場所で出展をしなければならないものとする。WF北京実行委員会は会場レイアウト設計についての調整を行う権限を有する。
5. 出展場所の設営、出展物の搬入出及び展示は、いずれも出展者の全責任のもとに行うものとする。
6. 出展者はWF北京実行委員会からの許可なく、第三者に出展場所の譲渡、出展申込み内容と関係のない物品の販売を行ってはならない。WF北京実行委員会が、これに該当するものと認めた場合、WF北京実行委員会は、出展者の会場からの退去を命じる権限を有する。
7. 出展者は、WF北京実行委員会所定の場所においてのみ、出展物、広告等を展示することができ、共有部分を占有してはならない。
8. 出展者は、本イベントの開催期間中に展示及び販売される出展物につき、第三者の著作

権その他諸権利について、許諾を得ていることを保証する。WF北京実行委員会が、第三者より出展者の出展物に関して権利侵害を申し立てられた場合、WF北京実行委員会は、出展者の出展を取り消す権限、出展者に対し損害賠償を求める権利を有し、支払い済みの費用は返還されないものとする。

9.出展者はWF北京実行委員会の要求に基づき、所定の場所での設営と撤収を行わなければならない。出展者または出展者に委託された者は、不適切な設営方法、出展用具、または出展物によって会場の設備を損傷した場合、賠償責任を負うものとする。

10.引火性、爆発性、劇毒物等危険物、WF北京実行委員会または他の出展者に対し危険を及ぼすまたは正常に業務を行うことの妨げとなるような出展物、及び本イベントの趣旨に沿わない出展物について、WF北京実行委員会はこれらを会場から撤去する権限を有するものとする。

11.本イベントの設営期間及び開催期間内において、出展者の従業員は、本イベントの入場パスを持参、着用しなければならないものとする。WF北京実行委員会は開催日の1日前に、出展申込にあたっての入場パスを用意しなければならない。

12.貴重品、引火性の物品について、出展者は自ら適切な損害保険に加入するものとする。出展者が会場内のものを滅損した場合、WF北京実行委員会は損害賠償を求める権利を有する。

13.政府及び政策的な要因もしくは不可抗力事件(政府的要因、戦争、災害、重大な政治的要因等を含むが、これらに限定されない)により、本イベントの開催に支障が生じた場合、WF北京実行委員会は本イベントの開催期間を短縮もしくは延長、または本イベントの開催を順延もしくは中止する権利を有し、WF北京実行委員会は出展者に対し損害賠償責任を負わないものとする。

14.会場内は喫煙厳禁とし、出展者はWF北京実行委員会の消防及び安全保障措置に関する一元的管理に従わなければならない。

15.出展者は自らの展示場所における安全確保の義務及び防火責任を負い、ブースは施工業者及び会場が規定する寸法の範囲内で施工するものとする。ブースの崩落、落下、火事等の要因により、WF北京実行委員会または第三者が損害を被った場合、専ら出展者が賠償責任を負うものとし、WF北京実行委員会は、一切の賠償責任及び連帯責任を負わない。

16.出展者は、模倣品・粗悪品の販売をしてはならず、これに該当するものとWF北京実行委員会が認めた場合、WF北京実行委員会は会場からの退去を出展者に命じる権限を有し、支払い済みの費用は返還されないものとする。なお、これに伴い出展者に不利な事態及び損失が発生した場合においても出展者自らの負担と責任において解決するものとし、WF北京実行委員会に一切の迷惑をかけないものとする。

17.開催期間及び本イベント終了後に、出展者と第三者との間に紛争が生じた場合、専ら出展者の責任で解決するものとし、WF北京実行委員会は、一切の賠償責任及び連帯責任を負わない。

18.出展者は、開催期間中、中華人民共和国の関連法規を厳守し、安全の確保と消防への協力を行わなければならない。出展者は、いかなる理由によっても避難通路を占有すること、大音量の音響機器を使用すること、競売の形で自らの製品を販売することをしてはならず、これらに該当するものとWF北京実行委員会が認めた場合、WF北京実行委員会は出展者の出展資格を取り消し、支払い済みの費用を返還しないものとする。

19.出展者は、WF北京実行委員会に提出する文字・画像など全ての資料、および出展する全ての商品、展示品につき、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。

20. 出展者は開催期間中に展示、販売する全ての商品は中華人民共和国の関連法規を遵守し、模倣品、粗悪品を販売してはならない。且つ、開催期間中に展示、販売する全ての商品に対して法的な責任及び損害賠償責任を負うものとする。

第 5 条 商標使用許諾

1.出展者はWF北京実行委員会の許可を得ず、WF北京のロゴマークを商品のパッケージデザインや宣伝に使用してはならない。

2.出展者は、自らの商標を、WF北京実行委員会が本イベントの宣伝活動に無償で使用することを許諾するものとする。なお、使用可能な範囲は、WF北京実行委員会またはWF北京実行委員会の委託先が開設する公式サイト、微博(Weibo、SNS アプリ)公式アカウント、微信(WeChat、SNS アプリ)公式、抖音(TikTok、SNS アプリ)公式アカウントの宣伝用キャッチコピー、本イベントの会場に配布される出展刊行物、案内看板、会場地図の表示及び出展終了後の報告書等宣伝資料、並びに出展誘致宣伝資料などに限られる。

3.使用許諾期限:出展申込書を提出した日から、次回WF北京出展誘致活動終了まで。

4.使用許諾地域は限定されないものとする。

5.出展者による使用許諾は第三者への使用許諾を含まず、本イベント以外の目的に、WF北京実行委員会は当該商標を使用してはならず、第三者に使用を許諾しないものとする。

(以下本文なし)

WF北京実行委員会
2021年11月制作